

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答	
1 原子力規制について	原子力規制庁	1	物資・人的支援について	屋内退避の継続可否の判断にあたっては、備蓄の状況により3日間は継続できることを一つの目安とし、食料等の支援物資の供給や人的支援等が記載されているが、具体的な支援の対応や方法についてご教示願いたい。	屋内退避の実施にあたって、まず最初は自宅等に備蓄してある水や食糧等の物資を用いて3日間を目安に屋内退避を継続してもらう。それ以降、行政等からの食糧等の支援物資の供給や人的支援等を行い、生活の維持が可能であれば、さらに屋内退避を継続していただくことになる。 なお、人的支援の具体的な内容については、次回以降の屋内退避検討チームにおいて議論していく。
		2	屋内退避中の一時的な外出について	当市は有数の豪雪地であり、平年の降雪深累計は10mを超え、1日で最大1m超の降雪となることもある。その中で、屋内退避中も生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできるとあるが、屋根雪処理は1日がかりの作業となる場合もあるため、外出許容時間の目安など、対象区域への具体的でわかりやすい情報提示のあり方について、今後の検討チームの中で議論し、示していただきたい。	屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出の詳細については、いただいた意見も踏まえ、次回以降の屋内退避検討チームで引き続き検討していきたい。 また、最終的な報告書の作成にあたって、いただいた疑問にも十分回答できる内容となるように作成していきたい。
		3		特別豪雪地帯である当市の住民は、1日に複数回の除雪作業を行っている。屋内退避における一時的な外出については、こうした雪国特有の生活実態を踏まえた検討をお願いしたい。生活の維持に最低限必要な一時的な外出について、住民の混乱を招かないよう、具体的な線量の数値を用いて健康リスクに影響がない旨の記載をお願いしたい。	雪が多い場合における除雪は、生活を維持する上で必要なものと我々も考えている。 いただいた数値を示してほしい、健康リスクがないなどの意見も踏まえ、次回以降の屋内退避検討チームで引き続き検討し、最終的な報告書の作成にあたって、わかりやすく丁寧に書いていきたい。
		4		屋内退避中も生活維持に最低限必要な一時的な外出はできると記載されているが、外出の際の防護対策について、具体的にご教示願いたい。	屋内退避中の一時的な外出を行う際の考慮事項については、その必要性、考え方も含め次回以降の屋内退避検討チームで引き続き検討していきたい。
		5	多くの国民は屋内退避中は家から出られないロックダウン状態と考えているが、屋内退避は、ブルームからの防護が目的であること、屋内退避中も必要最低限の屋外での行動は可能ということ、できること・できないことリストと併せて説明してほしい。食料の買い出しや病院への通院が可能であれば、商店や病院が営業していることが大前提となるため、このことも調整の上で説明していただきたい。	屋内退避は、ブルーム通過中の被ばくを低減するための防護措置であり、屋内に留まることが原則であるが、同時に被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えることが必要であるため、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は、屋内退避という概念に含まれると考えている。 なお、この屋内退避の概念に含まれる一時的な外出の範囲等については、次回以降の屋内退避検討チームで検討していきたい。	
		6	複合災害について	能登半島地震を踏まえて住宅倒壊が多発した際の屋内退避の方法等について検討がなされるとの認識が住民等の間に少なからず残っているものと感じている。複合災害時の対応については、住民の関心や不安が大きい部分であるため、それらについては内閣府が検討を進めているということ原子力規制庁から明確に周知していただきたい。	複合災害時の対応について、防災基本計画に人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とすると記載されている。 また、内閣府が中心となっている地域原子力防災協議会に原子力規制庁も参加し、避難計画の具体化、充実化に向けた議論に協力している。 なお、最終的な報告書の作成にあたって、いただいた要望を踏まえて作成していきたい。
		7		屋内退避は3日間継続できることを一つの目安としているが、地震等発生直後で食料等の物資供給が滞れば、全面緊急事態前から備蓄を消費し始めるため、3日間の起点となる時期は必ずしも全面緊急事態発生時ではないのではないか。複合災害を特別視せず、複合災害を前提とした運用を検討しなければ実効性のある対策にならないと考えるが、検討チームでは複合災害についてどのような検討を進めるのか。	屋内退避の実施継続期間の目安については、複合災害の場合も含めた運用上のさらなる考慮事項に関して、次回以降の屋内退避検討チームにおいて検討していきたい。 なお、複合災害への対応について、原子力災害対策指針には屋内退避に関する具体的な記述がないものの、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えるとの基本的な考え方が示されており、原子力規制委員会では、この考え方を変更する必要はないとの共通の認識を持っている。
		8	重大事故対策について	本検討は、重大事故等対策が奏功した場合を前提としているが、中間まとめで示された継続期間や考慮する事項等の内容は、重大事故等対策が奏功しなかった場合にも準用されるとの認識でよいか。	中間まとめに示されている屋内退避の実施継続期間の目安、屋内退避から避難への切替えの判断及び屋内退避の実施中における考慮事項については、重大事故等対策が奏功しなかった場合においても、基本的にはあてはまるものと考えている。
		9	住民周知について	UPZでは、自主避難ではなく、いかに屋内退避をしてもらうかが重要な課題である。自治体としても訓練等を通じて啓発に取り組んでいるが、国においても、原子力規制庁と内閣府が連携して、屋内退避の重要性をより一層、周知啓発していただきたい。 また、検討チームのシミュレーションにおいて、PAZとは異なり、UPZは1週間の被ばく線量はIAEA基準と比較して十分低くなるという結果になったことを広く住民に周知していただきたい。 そして、本検討は専門的、技術的な内容が多いことから、自治体や住民が理解できるよう丁寧な説明をお願いしたい。	最終的な報告書の作成にあたって、いただいた要望を踏まえて作成していきたい。
		10		UPZやUPZ外において、全面緊急事態が発生した場合、屋内退避せずに、避難行動を取る人が相当数発生すると思われるため、今後取りまとめる報告書の内容については、住民が理解できるようわかりやすい形で広く周知をお願いしたい。	最終的な報告書の作成にあたって、自治体の意見も聞きつつ、住民の疑問にも十分応えられるように作成していきたい。

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答	
		11	事態進展タイムラインについて	東京電力は、新規規制基準による安全対策の多重化により、事故発生からベントまで約10日間は放射性物質を閉じ込めることができると説明をしているため、災害発生から10日間は放射性物質は放出されないという認識を持っている住民もいる。しかし、現状では事態進展のタイムラインがないので、屋内退避3日間はこの10日間のいつの話なのか、住民に説明することができない。中間まとめでEALの見直しについて検討していくとあるが、見直しの方向性、時期はどうか伺う。また、住民の避難行動の理解や防災業務関係者の災害対応態勢に資するため、EAL見直しに合わせて、事態進展のタイムラインを策定していただきたい。	原子力施設が警戒事態になってから全面緊急事態になり、その後ベントが必要となるまでの変化については様々なケースが想定されるため、確実に事故発生からベントが必要となるまでの時間を言うことはできない。一方で、屋内退避については、基本的に全面緊急事態が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態が宣言されたときに、UPZ内において実施することとしている。この屋内退避検討チームにおいても、防災基本計画における備蓄の考え方を踏まえて、屋内退避は3日間継続できることを1つの目安として示し、基本的に屋内退避の開始時期はGEの全面緊急事態からと考えている。一方で、EALの見直しのスケジュールについては内部で検討しているところなので、現時点で時期等を明言することは難しい。いただいた要望を踏まえて検討していきたい。
		12	原災指針の改定について	検討チームのとりまとめは原災指針とどのような関係、位置づけなのか。また、避難への切替えについて、OIL以外の新たな避難基準が示されたが、原災指針の改定は必要ないのか。	屋内退避検討チームでは、屋内退避の効果的な運用について議論を行っており、その内容を最終的に報告書として取りまとめた上で、原子力規制委員会に報告することとしている。その上で、原子力災害対策指針を改正する必要があるか否かについては、原子力規制委員会で議論されることになると考えている。
		13	柏崎刈羽原発の安全検査について	現在も柏崎刈羽原発では多くの不適合案件が発生しているため、柏崎刈羽原発に対して、引き続き厳しい検査と指導を続けていただきたい。安全上の重要度や違反の深刻度の判定が必要な不適合案件が発生した際は、規制事務所としてどのような検査を行っているのか。	原子力規制委員会としては、引き続き東京電力を始めとした、電力事業者の保安活動を厳正に監視する。また、不適合事案が発生した場合は、赤・黄・白・緑など事案の安全上の重要度に応じた対応区分を設定し、施設の状態に応じた対応を実施する。例えば、重要度評価が緑の場合は、不適合事案が発生しても事業者の自律的な改善の中で是正していくこととしており、原子力規制事務所による日常的な監視も含めた基本検査の中で事業者の活動を監視することとしているが、重要度評価が白以上の場合は、事業者の安全活動の劣化状況に応じて、追加検査を実施する。この追加検査の実施にあたっては、原子力規制事務所の日常的な事業者の監視のみならず、原子力規制庁本庁の検査官のリソースも投入し、検査を実施する。例えば白だと追加検査1で40時間の検査を行う。赤だと追加検査3で2,000時間の検査を行う。なお、柏崎刈羽原発において、令和2年度に発覚したIDカードの不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失に関する事案については、重要度が赤、深刻度がSL I となったため、原子炉等規制法に基づく是正処置命令を発出するとともに、柏崎刈羽原子力規制事務所の検査官を含めた約4,000時間のリソースを投入し、追加検査を実施した。
		14	柏崎刈羽原発においても、重大事故等対策が奏功した場合の被ばく線量シミュレーションを実施していただきたい。	屋内退避検討チームで実施した被ばく線量シミュレーションは、屋内退避の対象範囲や実施期間などを検討するために、仮想的な原子炉施設からの放出量を設定し、原子炉施設からの距離別の被ばく線量の概略を把握するために実施した。そのため、特定の原子力発電所を対象に被ばく線量シミュレーションを実施することは考えていない。一方で、仮に自治体が地域防災計画や避難計画の具体化・充実化に活用するために事前対策として実施する場合、自治体から原子力規制委員会に要請があれば、内閣府と連携しつつ、専門的・技術的観点から支援する。	
		15	被ばく線量シミュレーションについて	（要望を受け、新潟県が回答→） 柏崎刈羽原発におけるシミュレーションを実施することは、避難等の防護措置の効果を示し、避難計画に対する県民の理解向上を図るという意味では重要だと考えている。県としては、規制庁が実施した3パターンの想定のうち、BWRの2パターンに柏崎刈羽原発と柏崎刈羽地域の気象条件を入れた形で実施する方向で実施機関であるJAEAと調整を図っている。実施期間としては数ヶ月を要する。なお、結果の公表と合わせ、市町村にも説明する場を作っていきたい。	
		16	報告書の取りまとめについて	来年度、検討チームの最終報告書を元に住民向けの周知資料を作成し、全戸配布しようと考えている。最終報告書の取りまとめに向けて、UPZ外における影響についても記載していただきたい。	UPZ外における影響について、原子力災害対策指針でも具体的な防護措置を記載していないが、最終的な報告書の作成にあたって、いただいた要望を踏まえて作成していきたい。



会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答	
2 原子力安全対策について	内閣府	1	<p>緊急時対応では、災害時の避難路の確保は道路管理者が一義的に対応し、対応困難な場合に実動部隊を要請するとなっている。</p> <p>しかし、当市の市道除雪の委託契約は平時を基本としたものであり、現時点で原子力災害時の除雪の担い手は確保できていない。この状況は、原発立地自治体を含む共通のものと認識する。</p> <p>除雪オペレーターも市民の一人であり、屋内退避や避難指示が出ている中、業者に除雪作業を強いることは現状困難と認識するが、本件についての内閣府の見解を伺う。また、除雪の担い手が担保できていない状況での緊急時対応の取りまとめはできないものと認識するが、併せて内閣府の見解を伺う。</p> <p>(回答を受けて、要望→) 柏崎刈羽原発におけるシミュレーションをした上での実動組織の体制、除雪の体制のあり方も検討していただきたい。</p>	<p>放射性物質が放出され、民間事業者の除雪が困難になることは十分想定されると考えている。</p> <p>従って、どうしても作業できない場合においては、国として実動組織を投入し、人命救助のための除雪作業を行うことを緊急時対応案に記載している。</p> <p>市町村からは、様々な場面において、除雪の担い手が減ってきており、非常に困っていると伺っており、県からも6月に除排雪体制の強化についての要望をいただいている。</p> <p>除排雪体制の強化については、いただいた要望を踏まえながら、何ができるのを関係省庁も含めた上で、取り組んでまいりたい。</p> <p>(要望を受けて、再回答→) 必要ならばシミュレーション結果を確認した上で、検討したい。</p>	
		2	<p>緊急時対応のとりまとめについて</p>	<p>本市はUPZの住民の受入先となっているが、今回の能登半島地震で新潟市も一部で大きな被害があり、市民の中にはそういった状況下でのスムーズな受け入れや、本市市民の避難における根強い不安がある。UPZ外の市民の避難における避難方法や避難路の整備など、ソフト・ハード両面の対応について、しっかりと緊急時対応に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>県から6月に避難路整備についての要望をいただいております。UPZ外までの避難路整備の要望を進めている。</p> <p>あらかじめ避難計画で避難先を定めているが、受入市町村が被災し、受入が困難な場合は、受入先の変更などその都度、状況を踏まえて対応する。</p> <p>国際基準や福島事故、規制庁の行ったシミュレーションなどを踏まえ、原子力災害対策重点区域を設定している。</p> <p>UPZ外においては、放射線モニタリングを行い、影響が確認がされた場合は、屋内退避などの防護措置を行うことが原子力災害対策指針で定められている。</p> <p>また、基本は屋内退避だが、特定地域においては1週間以内に一時移転をすることも想定される。</p>
		3	<p>緊急時対応は各自治体の避難計画を含むものと認識しているが、原子力規制庁の屋内退避運用検討チームの報告内容によっては県や市町村は避難計画の改定が必要となる。そして、新潟県では、能登半島地震を踏まえた防災対策検討会を設置し、広域避難計画等に反映することも考えられる。この場合、緊急時対応案もこれらを盛り込んだ修正が必要になると考えるが、内閣府の認識と今後のスケジュールについて伺う。</p>	<p>原子力災害がいつ起きるとも限らないので、柏崎刈羽地域については、原発の再稼働如何にかかわらず、そこに核燃料が存在しているというリスクがある以上は、緊急時対応を取りまとめていく必要があると認識しており、各自治体でも地域防災計画、避難計画を策定いただいている。</p> <p>今後のスケジュールについては、災害対策関係の指針などは常々変わるものと認識しており、緊急時対応を取りまとめた後も必要に応じて改定することになるため、なるべく早く取りまとめるべきと考えている。</p>	
		4	<p>地震や大雪と原子力災害の複合災害時には、屋内退避や避難・一時移転等の防護措置の実施・継続が極めて困難となる。その際に、住民や自治体の防災業務関係者が必要な行動をとるにあたり、具体的な対応方法や判断基準が必要となることは市町村研究会の場等を通じて、これまででも求めてきたが、これらのことは緊急時対応に落とし込まれるのか。</p> <p>(回答を受け、要望→) 緊急時対応の中に盛り込まれない項目については、補足資料あるいはガイドラインとして、緊急時対応と一体のものとして公表していただきたい。</p>	<p>人命にリスクのある自然災害であれば、自然災害への行動を優先するという原則に基づいて、防護措置を記載している。</p> <p>特に、能登半島地震の家屋倒壊を見た中で、屋内退避は無理ではないかという指摘についても、家屋倒壊で屋内退避が困難な場合については、避難への移行を柔軟にする方針を示している。</p> <p>これ以上の細部となると、国の災害対策本部と自治体の災害対策本部等が調整しながら最終的に国が指示を出すことになるが、基本的な考え方は緊急時対応案に盛り込んでいます。</p> <p>緊急時対応以上の運用で必要なところについては、参考資料などで対応していきたいと考えている。</p> <p>(要望を受け、回答→) 参考資料について整備していきたいと考えているので、市町村からの協力をお願いしたい。</p>	
		5	<p>冬季に原子力災害が発生した場合の避難経路確保は、建設業協会や除雪業者の理解・協力を得ることが前提となるため、その交渉等は県や各市町村に任せるのではなく、国において、建設業界上部団体と直接協議するなど主導して進めていただきたい。</p>	<p>除雪体制について、管理者によって協議する相手方団体は異なると理解している。</p> <p>また、協議の場には内閣府も来てほしいといった意見などがあれば、しっかりと対応していきたいので、実務的な進め方については別途、相談させていただきたいと考えている。</p>	
		6	<p>除雪について</p> <p>複合災害発生時、豪雪地域における避難は危険リスクがあがることから、天候回復等により安全に避難できることが確認された後、原子力災害に対する避難行動をとるとされているが、誰がどのように安全に避難できることが確認するかご教示願いたい。また、必要に応じ自衛隊等の実動組織による除雪とされているが、市道等の生活道路の除雪については、迅速に除雪を行う必要性から地域の道路を精通している地元業者が除雪を行うべきと考えているが、この考えでよろしいか。</p> <p>そして、原子力災害時の除雪計画については、通常の除雪とは異なるため、作業員の安全確保は非常に重要と考えている。具体的な被ばく線量の上限をご教示願いたい。また、原発事故発生時は、防護服等の配布も困難と考える。具体的な放射線防護策についての考え方も併せてご教示願いたい。</p> <p>(回答を受けて、再質問→) 線量計や防護服などについて、既に民間事業者へ配布しているのか。</p> <p>(再回答を受けて、再々質問→) 交付金で整備を行う場合、自治体が民間事業者分を交付金で要望する形か。また、配布する際、誰がどのようにして配布するか定められているのか。</p>	<p>複合災害が起きた場合、国の緊急災害対策本部と原子力災害対策本部で、地元などの関係機関からの情報を含めた上で意思決定をし、自治体に指示を行う。</p> <p>除雪の関係について、放射性物質放出前は道路管理者で除雪を行っていただきたいが、放射性物質放出後は民間事業者の除雪が困難になることは十分に想定されるため、実動組織が民間事業者から引き継ぐ必要があると考えている。</p> <p>被ばく線量について、レントゲン技師など放射線業務従事者の平時における被ばく線量の限度を厚生労働省が定めており、これを基本として各組織が労務管理の観点から定めるというのが原子力災害対策指針の考え方。</p> <p>他方で、内閣府では平成29年に原子力関係閣僚会議において、自治体と民間事業者の間での被ばく線量の管理の目安として、1mSvを基本とすることを公表している。</p> <p>また、原子力防災業務に携わる方の防護服等の費用については交付金を使って支援する。</p> <p>(再質問を受けて、再回答→) 線量計の予備などは準備しているが、直接配布しているところとないところがあると承知している。必要なところがあれば、交付金を使って整備を行っていく。</p> <p>(再々質問を受けて、再々回答→) 原子力防災関係業務に従事するのであれば、必要なものは交付金を使って支援する。</p>	

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答	
		7	自家用車避難においても、一時集合場所へ集まるとしても生活道路の啓開が必須となる。幹線道路のみならず、除雪機械が入ることが出来ない狭小な生活道路においても消融雪施設を含めたあらゆる手段を検討していただきたい。	避難経路には、生活道路も含まれる。避難が必要な場面においては、実動組織も含めた上でしっかり取り組んでいきたい。また、平時の除排雪体制については、県から6月に除排雪体制の強化についての要望をいただいているので、関係省庁等も含めた上で検討を進めていきたい。	
		8	除雪については、大きな幹線道路だけではなく、幹線道路に接続する生活道路の除雪も必要である。この件に関して、具体的な事業内容については、新潟県や関係省庁等と相談しながら進めていくこととなっているが、具体的なスケジュールと自治体に周知されるタイミングについてご教示願いたい。	県から6月に除排雪体制の強化についての要望をいただいております、具体化に向けて調整をしているところ。現時点で内容について、説明できる状況にはないが、市町村へは情報提供できるタイミングにおいて随時提供し、意見交換をした上で進めていきたい。	
		9	高リスク者の対応について	高リスク者はそれぞれの状況に応じたきめ細かな対応が必要であるが、現在の計画案に記載はなく、具体性に欠ける。一時移転が必要となった場合、新潟県が受入先に関する調整を実施し移動となるが、移転が必要となった時点での調整は時間がないため、事前に調整を図る必要があるのではないか。また、調整方法について、ご教示願いたい。	UPZの社会福祉施設等の一時移転については、状況に応じて避難先を見つけ、安全な避難が可能なのかを確認した上で対応することとしている。施設ごとの計画があるとともに、状況に応じた対応をすることが、今の考え方である。
		10	30km圏外の防護措置について	本緊急時対応は原子力災害対策指針により概ね30km圏内を対象としているが、福島第一原発事故では、50km圏に影響が出ており、本県の山菜からもセシウムが検出された。季節風による内陸方面への影響も大きく、例えば30キロ圏外に影響が及んだ場合、安定ヨウ素剤の緊急配布対応をどうするかなど具体的に作業が必要になってくるものと思われるが、UPZ圏外においては、該当する自治体が、防護措置の策定を行い、国はあまり関わらないとの認識でよいか、内閣府の見解を伺う。	UPZ圏外においては、防護措置の策定を行わなければならないというかたちにはなっていない。他方で、UPZ圏外でも屋内退避計画を策定している県内の市町があると認識している。屋内退避計画を策定するにあたって、支援が必要であれば相談いただきたい。
		11	柏崎刈羽原発における安全対策に関して、佐渡市は30キロ圏外に位置しているが、離島であるため避難のリスクがある。いざという時、避難に必要な時間や手段が他地域と異なり、同様の基準では対策が十分とはいえない。この点を踏まえ、離島の住民にとって現実的で安心できる避難計画を検討・整備していただきたい。	離島において、一時移転が必要になった場合は、実動組織が中心となり、海路や空路での避難に国として全力を挙げていく。UPZ圏外でも屋内退避計画を策定している県内の市町があると認識している。屋内退避計画を策定するにあたって、支援が必要であれば相談いただきたい。	
		12	渋滞対策について	緊急時対応には、渋滞に対する視点が盛り込まれていない。UPZ圏外に避難する時間がどの程度見込まれるかについて、住民も関心が高い事項だと認識しているが、本件への認識とその方策について内閣府の見解を伺う。	UPZ住民に対して、屋内退避の必要性についての説明をわかりやすくしっかりと丁寧にやっていくことが必要。他方で、福島事故でも起きたとおり、自主的に避難をするという方が現れるため、臨機応変に対応していかなければならないのも事実。長期間の被ばく影響を避けるための防護措置として、OILに基づく一時移転は1週間程度内とされているが、1週間を超えたらすぐに影響があるということでもないため、基本的には時間よりも避難の安全性をしっかりと確認しながら、一時移転計画を策定していく。また、避難経路の誘導、交通規制などの渋滞対策は、警察等に依頼するかたちになる。まずは渋滞が起これないように屋内退避の理解を得ていくとともに、渋滞対策の現場対応としては、しっかりと行っていかなければならない問題であると理解している。
		13	原子力関係閣僚会議の政府方針について	原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備等や除排雪体制の強化について、国における取組の現状や今後のスケジュール感を教えていただきたい。	花角知事から6月に避難路の整備や除排雪体制の強化など、いくつかの原子力防災に係る論点についての要望をいただいている。また、9月6日に原子力関係閣僚会議において、岸田前総理の出席のもと、対応の方針を示したところ。これを受けて、関係省庁で調整を行っている段階である。現時点では内容について説明できる状況にはないが、市町村へは情報提供できるタイミングにおいて、随時提供していきたい。
		14	財政支援について	9月6日の原子力関係閣僚会議において、県内UPZ全域でシェルターの整備を可能にするとともに、施設の空調対策や維持管理費等を含め内閣府で予算を確保し、整備する、さらに、孤立のおそれがある指定避難所の備蓄物資などの整備に対する新たな補助事業を検討中という方針が示された。緊急時対応案に記載された対策の実効性や具体性を上げるため、家屋倒壊が多発した場合でも住民が安全に屋内退避を行えるよう、指定避難所の耐震化を推進するなど、市町村に必要な財政措置や新たな支援制度等の構築をお願いしたい。	新潟県は有数の豪雪地帯ということもあり、UPZ全域における放射線防護対策施設の整備を可能とし、それに関する指定避難所の防護化も含めての整備をしっかりとやっていきたい。また、令和7年度の予算では、前年度から50億円の増額要求をしており、放射線防護対策施設の整備、孤立地域における水や食料などの備蓄支援の充実ということを新たに要求している。石破内閣の経済対策として、補正予算でも何かできないか準備を進めているので、要望のとおり自治体の財政支援の強化に向けて進めている。指定避難所への支援措置については、他省庁でもいろんな支援制度があるので、様々な制度をうまく組み合わせながら、支援の強化に努めていきたい。



会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
3 エネルギー政策について	資源エネルギー庁	1	原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備等や除排雪体制の強化について、国における取組の現状や今後のスケジュール感を教えていただきたい。	今後のスケジュールについては、住民の意見や不安の声も踏まえつつ、一步一步着実に内閣府と連携をし、進めていきたい。
		2	原子力関係閣僚会議の政府方針について 福島事故、数々のトラブルや不適切事案などから県民の東電に対する信頼性が大きく損なわれており、大きな懸念事項となっている。事業者の適格性について、重く受け止めるという説明、回答をいただいたが、国が前面に立って、新たな発電事業体を作るべきといった意見が出ているが、考えを伺いたい。また、原子力関係閣僚会議において、柏崎刈羽原発のガバナンス体制の強化として、海外の専門家や他の事業者など、外部の目による気づきを改善に繋げる新たな体制を構築すべく指導・監督とあるが、具体的なイメージを伺いたい。現在、東京電力において、原子力改革監視委員会、改善措置評価委員会や核セキュリティ専門家評価委員会といった社外委員会から定期的に評価をもらい、IAEAから助言をもらっていると同っているが、何か別の体制を構築されるということなのか。	適格性ではなく、信頼について不安の声があることを非常に重く受け止めるということ。 新たな発電事業体の創設といった提案について。政府としては、原子力規制委員会による規制基準適合の判断を尊重し、再稼働を進めるというのが一貫した方針。これは東京電力についても同様。 一方で、この提案の背景には、東京電力に対する信頼の問題が大きいということを重く受け止める。 ガバナンス体制については、東京電力の中でしっかりと検討がなされているところ。 また、核セキュリティ専門家評価委員会や原子力改革監視委員会などがあるが、既存の委員会を念頭に置いたものではなく、住民の真意を踏まえて、ガバナンス体制を強化していくことをしっかりと考えてほしいと指示している。
		3	地元新聞社のアンケートでは、柏崎刈羽原発の再稼働について、否定的な回答が46.5%、肯定的な回答が36.2%という結果であった。国のエネルギー政策として柏崎刈羽原発の再稼働を推進していくためには、国の責任において、その必要性を市民にわかりやすく説明していただく必要がある。	説明会の実施に加えて、新潟県内での紙面やWEB対応のメディアなどを活用した集中広報に取り組んでいきたい。 これは、電力を消費している東京側も同様であり、エネルギーの状況、原子力の問題についてもしっかりと関心を持っていただくということは非常に重要だと思っている。 いずれにしても国が前面に立って、丁寧に説明をし、多くの意見をいただきながら進めてまいりたい。
		4	原子力災害が発生した場合の損害賠償について、一義的には電力事業者が負担をし、その資力を超えた場合は国が支援するとの説明があった。国の支援について、体力的に持てば貸付となり、それを超えた場合も交付となるのか。また、その原資は国が負担するという話なので、突き詰めて言えば、電気代金を払っている住民が負担することになるのか。さらに、損害賠償の対象について、世界一厳しい安全基準での運転を踏まえ、万が一事故が発生した場合は、予見ができなかったとして免責事項に該当することがあるのか。  (回答を受けて、再質問→) 一般負担金と特別負担金があり、東京電力以外の事業者も負担金の対象となるのか。	免責規定について、損害が異常に巨大な天災地変、または社会的動乱によって生じたものであるときはこの限りでないとされているが、この解釈については個別の事案ごとに検討をしていくことになっている。なお、福島事故において、免責規定の活用はされず、一義的に事業者が責任を負うという法律に基づいた整理になっている。また、原子力賠償機構法という制度があり、各原子力事業者から支払われる負担金を原資として、原子力損害賠償のための資金が必要な原子力事業者に対して、支援を行っている。この負担金については2種類あり、東京電力を含む全国の電力の料金単価に含まれている一般負担金と東京電力の利益の中から捻出する特別負担金がある。福島事故において、現在、被災者の賠償費用が蓋然性を持った見積もりで9.2兆円。この費用については原子力賠償機構法の仕組みの中で事業者に対して資金の援助を行い、時間をかけて負担金という形で国庫へ納付されるという仕組みが大まかな構図。  (再質問を受けて、再回答→) 万が一の原子力損害に備えた総合保障という考え方のもと、全国の事業者からなる一般負担金制度がある。
		5	本年7月～8月にUPZにおいて県民説明会が開催されたが、専門用語が多く説明内容が分かりにくいなどの声があった。運営面で見直すべき点があるのではないかと考えるがどうか。住民が聞きたいのは、災害時の対応、柏崎刈羽原発の安全性のため、もっと安心につながる取組を時間をかけて、わかりやすく丁寧に説明してもらいたい。  (回答を受けて、再質問→) 県民理解の取り組みについて、具体的な開催頻度、開催エリア、参加方法などを説明いただきたい。  (再回答を受けて、再々質問→) 年末に向けて集中的に実施するということだが、状況によっては年を超えることも想定されるか。	関心が高い部分や理解が難しい部分については、聞く側の立場に立って、しっかり想像を膨らませながら、わかりやすく丁寧な説明を心がけていきたい。  (再質問を受けて、再回答→) 回数など特に決めていないが、なるべく多くの市町村で説明したいと考えている。  (再々質問を受けて、再々回答→) 年末までという意味ではなく、その流れの中で集中的にということ。